

一般事業主行動計画

1 計画期間： 令和6年12月1日 から 令和11年11月30日までの5年間

2 内 容：

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての措置

■ 目標を達成するための方策と実施時期

令和 6年12月～ 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

令和 8年12月～ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し

令和11年 4月～ 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し